地域保育所保育料基準額表

階層区分	定義		保育料（月額）
A 階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		0 円
B 階層	市町村民税非課税世帯	ひとり親等の世帯	0 円
		その他の世帯	0 円
C 階層	市町村民税均等割のみ課税世帯		4,900 円 （2,450）
D 階層	市町村民税所得割課税世帯	40，000円未満	7,000 円 （3,500）
E 階層		40，000円以上	9,200 円 （4,600）

※（　　）はひとり親等の保育料

【備考】

1　上記の表に掲げる「ひとり親等の世帯」とは、次に掲げるものとする。

(1)　「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2)　「在宅障害児（者）のいる世帯」……次に掲げる児童（者）を有する世帯

ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ　療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

2　上記の表における当該年度の4月分から8月分までの保育料の算定にあっては前年度分の市町村民税、当該年度の9月分から3月分までの保育料の算定にあっては当該年度分の市町村民税により行うものとする。

3　<u>学齢3歳児以上の第1子および第2子以降は無料</u>

4　備考（1）（2）に該当する場合は半額